

釧路孝仁会記念病院特定認定再生医療等委員会 委員名簿

摘要		氏名	所属	利害
①	分子生物学、細胞生物学、遺伝学、臨床薬理学又は病理学の専門家	横山 繁昭	札幌孝仁会記念病院 臨床検査部部長 兼 診療部臨床検査科 主任診療部長	有
②	再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者	端 和夫	札幌医科大学名誉教授 新さっぽろ脳神経外科名誉院長	無
		佐野 俊二	昭和大学小児循環器・成人先天性心疾患センター特任教授	無
③	臨床医（現に診療に従事している医師又は歯科医師）	齋藤 孝次	社会医療法人孝仁会 理事長	有
④	細胞培養加工に関する識見を有する者	大星 茂樹	日本先進医療医師会 特定認定再生医療等委員会 事務局長 翔友会 再生医療等安全管理室 室長	無
⑤		杉本 弘文	釧路孝仁会記念病院 再生医療室 室長	有
⑥	法律に関する専門家	簗島 弘幸	弁護士法人稲澤法律事務所 弁護士	有
⑦	生命倫理に関する識見を有する者	栗屋 剛	岡山商科大学 法学部 教授	無
⑧	生物統計その他の臨床研究に関する識見を有する者	瀬上 清貴	医療の信頼性科学研究室 主筆 愛知医科大学医学部 客員教授	無
⑨	①～⑦以外の一般の立場の者	古川 和	独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長	無
		金谷 恵子	医療法人礼風会 山岡病院 理事	有
		丸山時己子	無職	無
		逢坂千恵子	くしろカトウ薬局 販売員	無

**特定認定再生医療等委員会の構成基準**（法第 26 条、省令第 46 条）

1. 男性及び女性がそれぞれ 2 名以上含まれていること
2. 設置者と利害関係を有しない者が 2 名以上含まれていること
3. 同一医療機関に所属している者が半数未満

**特定認定再生医療等委員会の成立要件**（省令第 63 条）

1. 5 名以上の委員が出席
2. 男女両性の委員がそれぞれ 2 名以上出席していること
3. 次に掲げる者がそれぞれ 1 名以上出席していること、②、④、⑥または⑦、⑨
4. 再生医療等提供計画を提出した医療機関と利害関係のない委員が過半数
5. 設置者と利害関係を有しない委員が 2 名以上